

物 品 売 却 契 約 約 款

(総則)

第1条 売渡人は別紙の仕様書に基づき、標記の物件を標記の契約金額をもつて買受人に売却し、買受人はこれを買い受けるものとする。

(物件の種類、品質又は数量に関する担保責任の免除)

第2条 買受人は、物件の引渡後において、物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、売渡人に対して異議を申し立て、又は契約金額の減額その他の請求をすることができないものとする。

(引渡に要する費用)

第3条 買受人は、売却物件の引渡しに要する経費を負担するものとする。

(契約金額の支払い及び所有権の移転)

第4条 買受人は、契約後すみやかに契約金額を支払うものとし、支払後当該目的物の所有権が売渡人から買受人に移転するものとする。

(協議による契約の変更)

第5条 売渡人及び買受人は、必要があるときは、双方で協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行の中止をすることができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 買受人は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 買受人はこの契約の履行を第三者に委任してはならない。

(秘密保持)

第7条 買受人は、この契約により、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売渡人の解除権)

第8条 買受人が次の各号の1に該当するときは、売渡人は契約を解除することができるものとする。

(1) 期限又は期間に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。

(2) 契約解除の申し出があったとき。

(3) 国分寺市契約事務規則第3条の規定に該当するとき。

(4) 前各号のほか契約者又はその代理人が本契約事項及び本契約約款に違反したとき。

(契約の効力)

第9条 この契約を電子契約で締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかるらず、この契約書に記載の年月日より効果を有する。

(疑義の決定)

第10条 売渡人・買受人双方は、前各条に定めるもののほか、国分寺市契約事務規則その他関係条例規則の定めるところに従うものとし、なお、疑義のあるときは、売渡人・買受人協議のうえ定めるものとする。

(令和7年12月15日適用)

国分寺市契約における暴力団等排除措置に関する特記約款

(総則)

第1条 この特記約款は、この特記約款が添付される契約と一体となす。

(用語の定義)

第2条 この特記約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 発注者である国分寺市をいう。
- (2) 受注者 国分寺市との契約の相手方をいう。受注者が共同事業体又は事業協同組合等であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 国分寺市暴力団排除条例(平成24年条例第21号。以下「条例」という。)第2条(定義)第1号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 条例第2条第2号及び同条第3号に規定する者をいう。
- (5) 不当要求行為等

次に掲げるものをいう。

- ア 暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為
- イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
- ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
- エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為

- (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を催告することなく解除又は解約することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき。

- (4) 法人の役員若しくは使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員若しくは使用人が自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
 - (6) 前各号に関し勧告を受けた日から 1 年以内に、再度勧告に相当する行為があつたとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も 5 年間適用する。
- 4 第 1 項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 5 発注者は、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当したときは、受注者を市の契約に関与させないものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

- 第 4 条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 受注者は、本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 受注者は、下請負人又は再委託の受託者（以下「下請負人等」という。）がある場合において、当該下請負人等が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (3) 受注者は、この契約に関して受注者の下請負人等がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、前条第 1 項及びこの項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、状況に応じて解約解除、入札参加資格停止又は違約金の請求等必要な措置を講じることができる。下請負人等が報告を怠った場合も同様とする。
- 3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合に準用する。

（令和 6 年 4 月 1 日適用）